

女性の地位向上と国連の役割

国連女性の地位委員会日本代表
前北京 JAC 共同代表
十文字中学高校校長
橋本ヒロ子

1. 全体的な動き

日本における女性の地位の向上は、国連などの外的要因と国内の女性運動からの内的要因により、女性政策が進んできた¹。

国連における女性政策の推進は、**1946年**に設立された国連女性の地位委員会 (UN Commission on the Status of Women CSW) 及びその事務局であった経済社会局国連女性の地位向上部が主な担い手であった。女性労働の状況改善については ILO が条約などを作っている。

しかし、国際婦人年 1975 年に開催された第 1 回世界女性会議の翌年、**1976年**に国連女性開発基金 (UNIFEM)、女性の地位向上のための国際研修研究所 (INSTRAW)、**1982年**に条約委員会として国連女性差別撤廃委員会 (UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women CEDAW) が発足して担い手は増えた。**2010年**にはこれら 4 機関を統合発展した UN Women が設置された。UNDP など他の国連機関もジェンダー平等の活動を勧めており、UN Women が調整する役割を担っている。

女性関係の国連機関・条約委員会だけでなく、**1992年**にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議で採択されたアジェンダ 21 のセクション III: 主たるグループの役割の強化の第 24 章は、持続可能かつ公平な開発に向けた女性のための地球規模の行動となっている。

1993年 ウィーンで世界人権会議が開催され、女性の人権 (human rights of women) が明記され、人権委員会が「女性に対する暴力 (VAW) に関する特別報告者」の任命を検討したことを歓迎している。「女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する宣言 (Declaration on the Elimination of All Forms of Violence against Women)」は CSW が草案を作成し、1993 年末に総会が採択した。1994 年に、初代の VAW 報告者としてラディカ・クマラスワミが任命された。

1994年 カイロで開催された国際人口開発会議において採択された行動計画ではリプロダクティブヘルス・ライツの向上が人口政策の大きな柱として確認された。

1995年 北京で第 4 回世界女性会議が開催され、歴史的な文書であり、ジェンダー平等のバイブルともいえる北京行動綱領が夜中に渡る議論を経て採択された。女性に対する暴力根絶、リプロダクティブヘルス・ライツを含む女性の人権の確認、女性のエンパワーメント、ジェンダーの主流化が北京行動綱領の主な特徴といえる。

1997年 国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) を北京会議の 2 年後に NY 事務局に設置。国連機関間のジェンダー主流化などを推進、NGO が関わった安保理決議 1325 案の策定も

¹国連の動向を把握して政府への働きかけ、NGO ネットワークの構築において市川房枝の果たした役割は大きい。さらに市川氏は緒方氏を説得して国連代表部公使に就任させた。

推進した。

2000年6月 国連特別総会「女性2000年会議」において、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）」の採択

69-d 夫婦間レイプ、女性や少女の性的虐待を含むあらゆる形態のドメスティック・バイオレンスに関する犯罪に対処するため、法律の制定及び適切な制度の強化、あるいはそのいずれかの措置を採り、こうした犯罪を速やかに訴追できるようにする。→配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の策定・施行(2001.4)

2000年9月 ミレニアムサミットでMDGsを採択 8つの目標の第3がジェンダー平等

2000年10月 国連安全保障理事会（安保理）が決議1325(北京行動綱領12重大問題領域のE.女性と武力紛争などがベース)を採択、それ以降、性暴力関係の1820, 1888, 1960, 2106, 女性の参加推進の1889, 2122号(2013年)など6つの決議を採択

2005年、2010年、2015年の北京+10, +15, +20は、世界会議としてもまた、国連特別総会としても開催されず、CSWのメインテーマとなった。

2010年7月 UN Womenの設置が決定され、初代事務局長に元チリの大統領であったミッシェル・バチェレ氏が就任(バチェレ氏は2013年3月にチリ大統領選に出馬するため退職、2014年同年3月に大統領に就任) 後任のUN Women事務局長は前南アフリカ連邦の副大統領プムジレ・ムランボ-ヌクカ氏

2015年3月 北京+20の第59回CSWの開催 2030までに完全なジェンダー平等の達成

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領の12重点問題領域で改善されたのは教育(それでも小学校で女子の1/5は退学)、国会議員における女性の割合(世界平均22.3%毎年1%は増加)

2015年9月27日 UN Womenと中国政府の共催でNYの国連本部で、Global Leaders' Meeting on Gender Equality and Women's Empowerment: A Commitment to Actionが開催され、安倍総理を含め80か国のトップが参加し、コミットメントをした。各国がジェンダー平等のための政策の推進を約束し、国連UN Womenへの拠出金などジェンダー平等への投資を増やす、すべてのレベルでの政策決定での完全ジェンダー平等、性差別のある法律の改正、女性差別や女性に対する暴力をなくすための社会規範を変えるという内容。2030年までの完全なジェンダー平等達成のために始動しよう(Set it up)と合意。

2015年9月25日 国連総会で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf

全17目標

目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

目標3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

- 目標 7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 目標 8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
- 目標 9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 目標 10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 目標 11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標 13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*
- 目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 目標 15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 目標 17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

目標 5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

- 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
- 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
- 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
- 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
- 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
- 5.6 国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
 - 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
 - 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
 - 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

2. 国連女性の地位委員会 (UN Commission on the Status of Women CSW)

現在メンバー国は 45 개국(当初は 15 개국)

1946年設立 最初は人権委員会の下部委員会であったが、女性たちの働きかけで1946年6月に人権委員会などと同様の国連経済社会理事会(経社理 ECOSOC)の機能委員会の一つになった。CSWは、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、ECOSOCに勧告・報告・提案等を行い、ECOSOCはこれを受けて、総会(第3委員会)に対して勧告を行う。

CSW→ ECOSOC→総会

1946-1962 女性の人権 (人間としての権利、参政権、婚姻、労働)

国連発足時 1945 年国連加盟国 51 か国のうち女性が選挙権を持っていたのは 25 か国のみ。そのため、CSW の最初の活動は女性参政権の確立であり、そのため女性の政治的権利条約の内容を検討し 1952 年に総会で採択された。

1947 年第 1 回会議

1957 年総会で採択された「結婚した女性の国籍に関する条約」の草案作成

1962 年総会採択の「合意による婚姻、婚姻年齢、婚姻登録条約」

1965 年総会採択の「合意による婚姻、最低婚姻年齢、婚姻登録条約」

ILO との連携で 1951 年に ILO が採択した同一価値労働での男女の同一賃金条約草案作成

1963-1975 開発への女性の参画を推進 しかし、1970 年から 1986 年は 2 年に 1 回のみ会合が開催され、CSW は 1975 年及び 1980 年の世界会議の準備会議としての役割を持たされなかった。いくつかの国は、1980 年 CSW を廃止してその機能を経済社会理事会に移動させることを提案した。

1963-1967 女性差別撤廃宣言の草案作成

1967 年 女性差別撤廃宣言が総会で採択

1975 年 国際女性年

1979 年に CSW で内容を検討してきた女性差別撤廃条約が国連総会で賛成 130 か国、棄権 10 か国で採択された。

1981 年 9 月 3 日 20 か国目の国が批准して条約として発効。そのため、1982 年女性差別撤廃委員会が条約委員会として発足。

1976-1985 : 国連女性の 10 年

1976 年 国連女性開発基金 (UNIFEM) 女性の地位向上のための国際研修研究所 (INSTRAW) が設立された

1985 年及び 1995 年の世界女性会議の準備をした。

1986-1995 年 女性をグローバルアジェンダに(1992 リオ環境会議, 1993 世界人権会議, 1994 国際人口開発会議)

1993 年 女性に対する暴力撤廃宣言を CSW で検討し総会で採択 女性に対する暴力を取り上げ公共の課題とした。

1994 年女性に対する暴力特別報告官の任命 (人権委員会)

1995 年 第 4 回世界女性会議の開催

1996 年-2015 女性の地位向上のための統合 ジェンダー主流化の推進

1996 年- 北京行動綱領の実施状況の検討

1997 年 国連ジェンダー問題特別顧問事務所 (OSAGI) を NY 事務局に設置。

1996 年~1999 年 CEDAW 選択議定書草案の検討 1999 年総会で採択 2000 年に 12 月に発効 2003 年 2 つの合意結論案のうち、「女性や少女に対する暴力」に関する合意結論は、会期延長をしてもできなかった。

2012 年第 56 回 CSW の優先テーマは異論の少ない「農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困、飢餓の撲滅、開発、今日的課題における役割」であったが、閉会式予定の最終日になってもまともならず、各国代表団は帰国した。翌週、各国国連代表部で引き続き検討したが、56 回 CSW の合意できなかった結論はない。

皮肉にも会期中、CSW を中断して、総会議長のカタール大使が 2015 年に第 5 回世界女性会議をホストしたいという提案を事務総長同席で行った。しかし、その提案は、同年の国連総会では

採択されなかった。国連の厳しい財政状況に加えて、内容が北京行動綱領より大幅に後退した行動目標しかできないという危惧からである。

2013年の第57回CSWの優先テーマ「女性や少女に対する暴力の撤廃及び防止」の議論では、長い議論の末、**reproductive rights**が「1994年の国連人口開発会議で採択された行動計画及び北京行動綱領で合意したように」という表現で入った。これ以降、CSWだけでなく、2015年の国連総会で採択を予定されている持続的開発目標（SDGs）のターゲットでも同様の表現が使われている。

2015年は北京+20であるため、第5回世界女性会議が開かれてしかるべきであったが、第59回CSWはイベントが多く、政治宣言と2つの決議を採択しただけで、予定より半日早く終了した。2005年、2010年のCSWに比べれば、パラグラフ数が5から13に増えた政治宣言の最後を「2030年までに、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する」と結んでいる。

2030年を目標年としているのは、上記SDGsである。SDGsの17目標の第5が「ジェンダー平等の達成並びに女性及び少女のエンパワー」である。ターゲットも女性NGOが要望していた女性・少女に対する暴力廃止、無償労働の評価、政策決定への参加など5つ入り、それを達成するための方法として土地所有、ICT活用、法制度の強化などが入っている。目標4の教育では全ての表現が**girls and boys**になっており、女の子の教育強化の必要性が反映され、**Reproductive Health**は、ゴール3の保健にも入っている。しかし、北京行動綱領の幅広い領域、内容には及ばない。来年3月の統計委員会で決定とされている指標に、性別指標がどれだけ入るか注視し、可能なルートで意見を出す必要がある。

3. UN Women とは

1) 組織的背景

2010年7月2日の国連総会決議により、DAW（国連女性地位向上部）、INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）、OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）、UNIFEM（国連女性開発基金）の4機関を統合して、2011年1月設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）の略称。4機関の概要は以下のとおりである。

①DAW（Division for the Advancement of Women）：1946年に設置されたCSW（Commission on the Status of Women）の事務局が、1978年に部に昇格。国際女性年、国連女性の10年の制定及び4回の世界女性会議の開催、毎年開催されているCSWの事務局を含め、国連の女性政策の推進母体。CEDAWの事務局でもあったが、2008年に事務局はジュネーブの人権高等弁務官事務所に移った。

②UNIFEM（国連女性開発基金）はメキシコ会議の翌年1976年に設置された。世界の開発途上地域に事務所を設置、国別事務所もUNDPの下部機関として開発途上国に設置、さらに国内委員会も民間レベルで18か国に設置されていた。正規職員は少なくプロジェクトベースが多かった。

③INSTRAW（国際婦人調査訓練研究所）は1976年にドミニカに設置。調査訓練を行っていたが職員はすべてプロジェクトベースの期限付き。

④OSAGI（国連ジェンダー問題特別顧問事務所）は北京会議の2年後1997年にNY事務局に設置。国連機関間のジェンダー主流化などを推進、NGOがかかわった安保理決議1325案の策定も推進。

初代の特別顧問はアンジェラ・キング 国連ジェンダー問題特別顧問のポストは Assistant Secretary General で①～③のトップよりも高かった。しかし、ASG では UN の幹部会議のメンバーにはなれない。

2) 運動的背景 GEAR (the Gender Equality Architecture Reform) キャンペーン

2006年に当時の国連事務総長コフィ・アナンの提唱で始まった国連改革の一環として、世界の女性 NGO (当初は WEDO-Women's Environment and Development Organization 並びにラトガース大学の Center for Women's Global Leadership による呼びかけで世界各地から 50 名の女性を集めて 2007 年に始めた運動が契機で UN Women の設置に繋がった。アジア太平洋地域では APWW が中心になり、日本では JAWW が武見恵三国連制度改革委員に申し入れを行った。

4. NGO の役割

CEDAW における NGO からの alternative report の内容が、政府に対する勧告に活かされるように、国連の活動で NGO からの input は欠かせない。

非政府の非営利公共団体あるいはボランティア団体は、国連の ECOSOC 経済社会理事会との協議資格を取得することで、CSW など国連の会議を傍聴し、statement を事前に登録して意見を述べたり、パラレルイベントなどを開催したり、国連と様々な連携活動が可能になる。協議資格の取得申請は、19 の国連加盟国によって構成される経社理の NGO 委員会によって審査される。さらに日常的に国連や政府代表部へのロビイングをして国連の活動に影響を与えている。

その他、広報活動をプログラムの一環としている NGO は、国連広報局 (DPI) との提携を行うことができる。(DPI/MNGO)

5. 今後の課題

1) 国連の課題：CSW 及び UN Women など国連におけるジェンダー平等の推進 グローバルなアジェンダへのジェンダーの主流化の推進 (SDGs)

日本：ジェンダー平等の推進で国連におけるリーダーシップをとれるようにする。

日本のメリット：ジェンダー平等先進国でないことがジェンダー平等開発途上国の合意を得られやすい。

2) 日本におけるジェンダー平等を達成するためにジェンダーの主流化の推進

国際社会で説得性を持って発言するためにも、日本女性の地位の向上が必要。特に、ジェンダーギャップ指数 2015 年で日本は 145 か国中 101 位であるが、その主な要因は政治参加 (104 位) と労働/経済の場 (106 位 管理職 116 位) での男女格差の大きさ。全体としては 42 位の教育でも高等教育就学率は 145 か国中 106 位。

(1) 政治参加の推進：

①クォータ制の推進 (世界で 100 か国以上が様々なクォータ制度を導入) 政党が自主的に導入するクォータ制度が日本では受け入れられやすいと思われる。そのためには選挙民である女性たちの行動が必要

②女性団体が自分たちの代表を議会に送る。

(2) 女性の経済力の向上

①ワークライフバランスの普及と非正規労働者をなくす。女性活躍推進法で活用できるところを活用。

②女性の貧困対策 援助が必要な単親家庭・女性高齢者への適切な対応

③女子・女性に対するキャリア教育の充実